平成２５年（フ）第３９号
香川県高松市上福岡町747番地１　パラディー森塚210号室
債務者　北原　京子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地1324
債務者　城戸　未央
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３号
秋田県山本郡三種町外岡字羽立東73番地１
債務者　黒川　大介
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４号
秋田県山本郡三種町外岡字羽立東73番地１
債務者　黒川　宏美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１４５５号
千葉県八千代市上高野1537番地32
債務者　中村　　肇（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６３号
千葉市稲毛区山王町173番地２ケアハウスモンテクローネ
債務者　内田昭八朗
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６４号
千葉市稲毛区山王町168－８アーバンケアセンター、住民票上の住所千葉市稲毛区小仲台９丁目45番10号エスポワール稲毛202号
債務者　内田　信子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７０号
千葉県船橋市西船３丁目６番16号　西船橋コーポ103号
債務者　塚本　紘子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
千葉県市川市柏井町１丁目1263番地２コーポ岡本101号
債務者　岡本　光江
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
千葉県船橋市南三咲３丁目23番２号　クイーンズ滝不動207号
債務者　越前　祐哉
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
千葉市稲毛区山王町16番地77
債務者　松本　美香（旧姓大越）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
千葉県市川市大町431番地１　ロイヤルプラザ市川大町502号
債務者　菊澤　香織
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
千葉県浦安市東野１丁目15番１―106号　レジデンス町山
債務者　稲井　典子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
千葉県船橋市海神３丁目24番16号　石井ハイツ206号
債務者　本村　忠雄
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４８号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目22番地　県営光ケ丘第二住宅１棟502号
債務者　實法院敏子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
名古屋市中村区十王町４番１号　信和荘12号
債務者　渡邊　　繁
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２号
愛知県小牧市小木５丁目418番地　グリーンランド壱番館103号
債務者　沖本　翔子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部